



様式第 16 号(第 12 条関係)

令和 8 年 4 月 27 日

三豊市長 山下 昭史 様

所在地 三豊市詫間町詫間 1338 番地 127

名称 特定非営利活動法人

まちづくり推進隊詫間

氏 名 理事長 猪 兒 勇 二

電話番号 : 0907914-5841

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 7 年 4 月 1 日付け三政地第 13 号により、交付金の交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 9,658,000 円
2. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支計算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和7年度の事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間

1. 事業の報告

移譲業務においては、自治会をはじめとする地域組織へのサービスの向上に努め、交通キャンペーンなどの各種行事に積極的に参画し、適切かつ円滑に業務を執行した。

自主事業では、地域団体と連携した防災イベントを開催した他、広報紙・ホームページ・SNSを多角的に活用し、活動の可視化と、広報啓発活動の推進に注力した。また、会員が参加型のまちづくり研修会を開催し、地域の課題解に向けた事業企画・立案手法を習得する等、組織の基盤強化を図った。

各部会では、「安全教育支援」「健康講演会の開催」「ふるさと文化継承推進事業」などを実施。地域住民の参加を広く促すことで、詫間町全体の活性化に寄与するとともに、会員の主体的な協力体制のもと、地域に根ざしたまちづくりを推進することができた。

2 移譲業務

自治会活動との連携に関する事業

事業名	三豊市自治会連合会詫間支部事務局					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会詫間支部の運営に関する一切の事務 (総会は4/19に開催。) ・地区衛生組織連合会詫間支部と共催 <ul style="list-style-type: none"> ・6/1 せとうちクリーンアップin鴨の越 ・6/5 粟島環境学習 琴平小学校 ・9/8 さぬき瀬戸クリーンリレー2025 ・役員会の開催(4月・3月 開催) ・自治会長からの要望事項に関する連絡調整に関すること。 ・広報「みとよ」等自治会配布物の手配に関すること。 ・三豊市行政サービスを詫間町全域の住民に対する提供業務の推進 ・行政と住民との連携、住民力の向上に資する。 					
実施日時	通 年					
実施場所	詫間町全域					
受益者	自治会長及び詫間町住民	受益者数	不特定多数			
本事業の評価	自治会活動における地域の連帯感を強化し、住民の安心・安全を支える取り組みを支えることができた。					
決算額	収入額	285,000 円	支出額	285,000 円		
	内訳	交付金	285,000 円	内訳	支払助成金	285,000 円
				(自治会連合会詫間支部(別会計)へ支払う、@5千円 x 自治会数 57)		

事業名	三豊市地区衛生組織連合会詫間支部事務局		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区衛生組織連合会詫間支部の運営に関する一切の事務を行った。 (総会は4/19開催、役員会の実施等) ・家庭排水路清掃助成事業に関して、補助金を交付した。(36件) ・ごみステーション設置補助事業に関して、補助金を交付した。(2件) ・環境保全活動の推進に関すること。(散乱ごみ回収、ボランティア清掃、不法投棄、粗大ごみ・分別収集等、カールアップ貸出) ・資源回収(1~6分館 年3回)の実施に関する一切の事務を行った。 第1回 5月~6月 第2回 9月~10月 第3回 1月~2月 ・田井汚泥仮置場維持管理業務に関すること。 ・三豊市自治会連合会詫間支部と共催 <ul style="list-style-type: none"> ・6/1 せとうちクリーンアップin鴨の越 ・6/5 栗島環境学習 琴平小学校 ・9/8 さぬき瀬戸クリーンリレー2025 		
実施日時	通 年		
実施場所	詫間町全域		
受益者	詫間町住民	受益者数	不特定多数
本事業の評価	自治会の活動を助け、地域の環境問題に対して解決に向け進めることができた。		
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円
	内訳		内訳 三豊市地区衛生組織連合会詫間支部 (別会計) として実施

事業名	防犯・防災事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全啓発街頭キャンペーン 4/10(33人参加) 7/7(32人参加) 9/30(34人参加) ・三豊交通安全ボランティア活動推進連絡会に関すること。 ・グリーンパトロール隊の手配及び連絡調整に関すること。 		
実施日時	通 年		
実施場所	旧詫間庁舎交差点前・詫間町全域	従事人数	130 人
受益者	詫間町住民	受益者数	不特定多数
本事業の評価	地域の防犯・防災について活動する団体を助け、活動を円滑に進める環境を作ることができた。		
決算額	収入額	9,015 円	支出額 9,015 円
	内訳	交付金 9,015 円	内訳 食糧費 9,015 円

事業名	公共施設管理事業		
事業内容	詫間町内3施設について、以下の業務を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品補充・軽微な修繕 		
実施日時	通 年		
実施場所	詫間ふれあい交流館、栗島開発総合センター、志々島老人憩いの家	従事人数	12 人
受益者	詫間町住民	受益者数	不特定多数
本事業の評価	管理施設3施設の施設管理者と連携をとりながら事業を推進し、施設維持は順調に行われた。		
決算額	収入額	25,617 円	支出額 25,617 円
	内訳	交付金 25,617 円	内訳 消耗品費 25,617 円

3 自主事業

地域住民の交流に関する事業

事業名	コミュニティ施設指定管理事業					
事業目的	詫間町全域の住民に対する三豊市行政サービスの提供業務					
事業内容	令和6年度まで行っていた松崎コミュニティセンターの指定管理業務の残務処理を行った。					
実施日時	通年					
実施場所	松崎コミュニティセンター	従事人数	4人			
本事業の評価	問題なく引継ぎし、事業を終了した。	次年度以降の実施予定	継続 <input type="radio"/> 廃止 <input checked="" type="radio"/>			
決算額	収入額	35,000 円	支出額	35,000 円		
	内訳	受取利息	540 円	内訳	租税公課	35,000 円
		繰越金	34,460 円			

地域住民の交流に関する事業

事業名	広報・広聴活動事業					
事業目的	地域情報、活動を共有し、住民の関心とまちづくりへの参画を促す					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及びSNSによる情報発信と活動報告 ・「まちだより」 7月1回発行 ・11/8～9 文化祭でまちづくり推進隊詫間活動の記録を展示（11/21までマリンウェーブにて継続展示） ・6/19 SNS活用セミナー（丸亀商工会議所）に参加 ・11/29、2/15 令和7年度香川県NPOマネジメント講座参加 ・2/28 まちづくり研修会（会員対象）「みんなの力でつくるみらい」を開催 日本サードセクター経営者協会 執行理事 藤岡貴美子氏 講演（17人参加） 					
実施日時	通年					
実施場所	詫間町内 丸亀市					
受益者	三豊市民	従事人数	のべ40人			
	まちづくり会員 まちづくり推進隊高瀬	受益者数	不特定多数			
本事業の評価	積極的な情報発信により、住民の関心度向上を実感できた。 研修で習得した計画立案の手法を活かし、次年度はより地域課題に即した事業を展開する。	次年度以降の実施予定	継続 <input type="radio"/> 廃止 <input checked="" type="radio"/>			
決算額	収入額	138,770 円	支出額	138,770 円		
	内訳	交付金	138,770 円	内訳	業務委託費	38,500 円
					印刷製本費	72,600 円
					旅費交通費	27,010 円
				消耗品	660 円	

事業名	志々島活性化事業		
事業目的	島民と、来訪者の安全確保と島の活性化と魅力向上		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループによる草刈りを実施 第1回 6/3詫間町公民館、マリンウェーブ、志保山の会、里山の会、健康度向上部会、志々島住民で清掃を行った。59人参加 第2回12/7香川西高等学校野球部・陸上部、31人、12/13詫間町公民館、須田ボランティア、里山の会、健康度向上部会、志々島住民33人で清掃を行った。64人参加 ・大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻等の遊歩道の確保、景観確保のための草刈り整備は地元住民で定期的に行い、来島者の安全を確保した。 		
実施日時	通年		
実施場所	志々島の大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻への遊歩道 等	従事人数	のべ120人
受益者	来島者	受益者数	不特定多数
本事業の評価	志々島への関心が高まっている中、来訪者の安全確保に大変役立っている。また活動への参加者が増加している。	次年度以降の実施予定	継続・廃止
決算額	収入額 242,232 円		支出額 242,232 円
	内訳	交付金 242,232 円	内訳 業務委託費 74,500 円 諸謝金 50,000 円 旅費交通費 24,150 円 消耗品費 18,964 円 通信運搬費 3,390 円 燃料費 5,228 円 借上料 66,000 円

事業名	環境美化活動推進事業		
事業目的	町内の環境美化活動を推進するため		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町内一斉清掃 各自治会単位で実施。1回目 7/13・2回目 12/14 ・11/9 詫間ゆめ街道クリーン作戦実施。 参加者：市内外企業から250人 まちづくり6人。240kgのゴミを収集。		
実施日時	上記		
実施場所	詫間町全域		
役務提供者	詫間町住民 町内企業団体 他	従事人数	2,000人
受益者	詫間町住民	受益者数	不特定多数
本事業の評価	定期的に行う事により町民へ美化活動への関心を高められている。次年度は地区衛生組織連合会で年に1度行う予定。	次年度以降の実施予定	継続・廃止
決算額	収入額 117,390 円		支出額 117,390 円
	内訳	交付金 117,390 円	内訳 業務委託費 116,490 円 消耗品費 900 円

事業名	防災フェスタ開催事業			
事業目的	日頃の防災、減災に対する意識を継続する必要性を啓発するため			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するイベント「たくま防災フェスタ2025」の開催（たくま防災フェスタ実行委員会） ・香川県交通安全協会等に協力を依頼し、地震体験車、給水車、消防車両、警察車両、災害派遣車両、給電車の展示 ・「VRによる体験」など、災害時の疑似体験 ・蟻の首自治会による避難訓練を実施 			
実施日時	11/24			
実施場所	マリンウェーブおよび駐車場	従事人数	のべ200人	
受益者	詫間町住民 他	受益者数	300人	
本事業の評価	新たな技術に触れるなどして、防災に関する知識が深まった。 次年度は主体団体を変更して継続を検討している。	次年度以降の 実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額 65,297 円		支出額 65,297 円	
	内訳	交付金 65,297 円	内訳	業務委託料 11,721 円
				通信運搬費 9,900 円
				消耗品費 7,756 円
			賃借料 35,920 円	

事業名	防災活動推進事業			
事業目的	防災意識の継続的な啓発			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識を日常的に維持するための取り組み。 香川県が実施する「外国人防災リーダー研修」（2/8）を支援。 ・防災講演会、防災フェスタに参加し、その成果を地域住民に伝えた。 香川防災フェスタ（9/27）香川大学サテライトセミナー「地域災害特性を知ろう」（10/31）たくま防災フェスタ2025（11/24）三豊・観音寺市市民防災フォーラム（1/18） 			
実施日時	通年			
実施場所	香川県内	従事人数	のべ15人	
受益者	詫間町住民	受益者数	不特定多数	
本事業の評価	より多くの住民が積極的に防災活動を支えることが重要	次年度以降の 実施予定	継続（廃止）	
決算額	収入額 0 円		支出額 0 円	
	内訳	交付金 0 円	内訳	0 円

事業名	安全教育支援事業			
事業目的	他団体と連携し、地域住民の安全意識を向上させるための活動を行う			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室（紙芝居）松崎小学校(日程調整できず中止) ・町内小学校6年生に防災標語の募集をした。詫間小学校77句松崎小学校22句計99句の作品応募。最優秀賞1作品優秀賞3作品入賞作品をたくま防災フェスタ2025にて表彰した。 ・香川県暮らし安全安心課が実施した「防犯ボランティア研修・交流会」に参加。成果を詫間地区補導員会で共有した。 			
実施日時	通年			
実施場所	各小学校他	従事人数	100人	
受益者	町内各小学校6年生 町内幼稚園 保育所 詫間地区補導員会	受益者数	150人	
本事業の評価	児童や住民が安全への理解を深めるきっかけになっている。	次年度以降の 実施予定	継続（廃止）	
決算額	収入額 34,675 円		支出額 34,675 円	
	内訳	交付金 34,675 円	内訳	諸謝金 33,850 円
				消耗品費 825 円

事業名	「まち歩きで創る人の輪」推進事業							
事業目的	健康を図ると共に、地域住民の繋がりを広げる							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2・第4火曜日の2回、ラジオ体操の後に町内外を1時間～1時間30分のウォーキングを行っている。毎回20～30人が参加し、健康増進につなげている。 (4/8 24人 /22 24人 5/13 30人 /27 24人 6/10 27人 /24 45人 7/8 21人 /22 17人 8/12 14人 /26 17人 9/9 17人 /23 13人 10/14 29人 /28 26人 11/11 30人 /25 荒天中止 12/9 26人 /23 26人 1/13 26人 /27 28人 2/10 27人 /24 28人 3/10 26人) のべ545人参加 ・令和7年3月に香川県指定無形民俗文化財に指定された、香田地区のオトグイをめぐるまち歩きを開催した。(11/15、12/6 36人参加) ・県外ウォーキングとして、四国カルスト・中津渓谷ウォーキングを開催した。(11/25 46人参加) ・島ウォーキングとして、志々島ウォーキングを行った。(3/24 36人参加) 							
実施日時	通年							
実施場所	詫間町、三豊市、高知県・愛媛県 他	従事人数	のべ180人					
受益者	健康度向上部会員、三豊市民	受益者数	600人					
本事業の評価	定期的に開催することで参加者が増え、海岸清掃などを通じて地域が美しくなると同時に、健康増進にもつながる。	次年度以降の実施予定	継続 廃止					
決算額	収入額		240,955 円		支出額		240,955 円	
	内訳	受取負担金	185,450 円	内訳	諸謝金	5,000 円		
		事業収益	9,500 円		旅費交通費	216,240 円		
		交付金	46,005 円		租税公課	2,300 円		
				研修費	15,000 円			
			賃借料	2,415 円				

事業名	健康づくり推進事業							
事業目的	健康増進を促し、寝たきりを防ぎ、医療費の増加を防ぐ。							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康に対する意識を高めることを目的として健康講演会を開催した。 (はまだ歯科・矯正クリニック院長浜田浩志先生を講師として招き、オーラルフレイル予防の重要性と生活習慣についての講演を行った。三豊市健康福祉部健康課保健師による健康寿命に対する三豊市の取り組み報告や、健康測定会・健康体操・健康相談も行った。 約80人参加した。開催のためチラシを作成し、全戸に配布した。当日は、来場者誘導、駐車場警備、受付を行った。 ・2/20 地域交流館荘内で、男性の料理教室を開催した。糖尿病予防に対する講義と調理実習を行った。(18人参加) 							
実施日時	2/11.20							
実施場所	マリンウェーブ イベントホール 地域交流館荘内	従事人数	30人					
受益者	健康度向上部会員、三豊市民	受益者数	100人					
本事業の評価	多くの人が知りたいと思う健康に関する情報を発信することで、健康意識が高まる機会となった。	次年度以降の実施予定	継続 廃止					
決算額	収入額		81,316 円		支出額		81,316 円	
	内訳	交付金	81,316 円	内訳	業務委託料	10,106 円		
					諸謝金	42,000 円		
					消耗品費	6,600 円		
					賃借料	22,610 円		

事業名	里山巡り推進事業					
事業目的	安全で気軽に登れる山を増やす事により運動意欲を高める					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詫間町公民館第3分館による高尾木山整備を1回行った（3/1 23人参加） ・ 詫間保育所5歳児24人職員5人と3/12に高尾木山登山。 詫間町公民館第3分館役員1人とまちづくり推進隊、健康度向上部会の有志9人の計10人で登山補助を行った。 ・ 新たな里山マップ（竜王山）を5,000部作成し、各所で利用いただいた。 ・ 松崎幼稚園・保育所竜王山山上がりに参加した。（2/17 32人参加） 					
実施日時	2/17、3/1、3/12					
実施場所	高尾木山 竜王山 他	従事人数	60人			
受益者	詫間保育所、松崎保育所・幼稚園、詫間町民、三豊市民、登山者	受益者数	不特定多数			
本事業の評価	登山というツールを使って子供と共に自然を満喫できる。	次年度以降の実施予定	継続・廃止			
決算額	収入額 116,250 円		支出額 116,250 円			
	内訳	交付金	116,250 円	内訳	諸謝金	21,500 円
					印刷製本費	79,750 円
					修繕費	15,000 円

事業名	健康農園管理事業					
事業目的	自分で栽培し、収穫する喜びから、自然と身体を動かすことが苦ではなくなる					
事業内容	6区画、全区画が利用され、1年を通して季節の農産物の栽培に取り組み、健康増進に役立っている。（1件、途中解約あり）					
実施日時	通年					
実施場所	池尻地区の健康づくり農園	従事人数	12人			
受益者	利用者	受益者数	のべ70人			
本事業の評価	継続を希望する利用者が多いことから、利用者の満足度が分かる次年度からは、土地所有者が管理し継続予定。	次年度以降の実施予定	継続・廃止			
決算額	収入額 21,140 円		支出額 21,140 円			
	内訳	受取負担金	18,084 円	内訳	消耗品費	800 円
		交付金	3,056 円		水道光熱費	13,860 円
					賃借料	6,480 円

事業名	まちの魅力づくり発信拠点事業			
事業目的	地域の活性化を図り、地域の利便性を上げ、地域交流の場の提供			
事業内容	たくまるしえを開催し、まちの魅力向上、地域製品の知名度向上、地域交流の場を提供し、にぎわいづくりにつながった。 第1回6/1 31店舗出店、800人（大浜スイーツアカデミー） 第2回2/8 荒天のため中止（箱浦ビジターハウス）			
実施日時	通年			
実施場所	大浜スイーツアカデミー	従事人数	のべ60人	
受益者	詫間町住民 参加者	受益者数	800人	
本事業の評価	出店者が増加したため、マルシェがにぎわいを創出し、地域の活性化につながった。第2回は荒天のため、中止となったが、次回を期待している声が多いため、継続予定。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額 200,008 円		支出額 200,008 円	
	内訳	交付金 103,008 円	内訳	業務委託料 31,069 円
		受取負担金 97,000 円		諸謝金 60,500 円
				消耗品費 98,139 円
			租税公課 10,300 円	

事業名	ふるさと文化継承推進事業			
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある観光資源を発信し、まちの活性化を図る事業を展開し、交流人口の増加につなげる。 地元子ども達と再認識した詫間の良さ、魅力を、瀬戸内国際芸術祭2025で発信する。 			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 粟島子どもガイド育成プログラムを子どもゆめ基金助成金を利用して6回開催。粟島を中心に、志々島や民俗資料館で詫間町のことを知り、瀬戸内国際芸術祭2025において芸術だけでなく魅力や歴史を伝えられるよう、地域の方から話を聞き、ガイドコースを考えた。（のべ61人） 10/3(金)～11/9(日)の瀬戸内国際芸術祭において、土日祝の14日間、子どもガイドとして粟島をガイドした。（大人64人・子ども14人）（スタッフ子ども のべ55人・大人 のべ84人参加） 瀬戸芸会期中の金土日祝の20日間のべ80人が漂流郵便局の開局のボランティアスタッフとして活動した。（入場者 3,347人・子ども241人） 			
実施日時	通年			
実施場所	詫間町内	従事人数	のべ250人	
受益者	子どもガイド参加者 粟島来島者	受益者数	3,700人	
本事業の評価	島民との交流を通じて、参加した子ども達は地域の歴史や昔話に触れ、学びと体験を深めた。その経験を基に来島者へ自分の言葉で魅力を紹介することで、コミュニケーション力だけでなく、地域への誇りや主体性も育まれた。次年度もブラッシュアップした内容で継続を予定。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額 381,679 円		支出額 381,679 円	
	内訳	受取負担金 38,750 円	内訳	業務委託料 31,568 円
		交付金 142,929 円		諸謝金 84,370 円
		子どもゆめ基金 200,000 円		旅費交通費 112,150 円
		助成金		印刷製本費 11,000 円
			通信運搬費 7,060 円	
			消耗品費 73,431 円	
			研修費 1,100 円	
		借上料 61,000 円		

事業名	デジタル社会に適応するための共助事業							
事業目的	デジタル活用力の向上のため、得意な市民が苦手な市民を支える共助の仕組みを構築する							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6/1初心者向け スマホ教室を2部開催。のべ18人参加。参加者それぞれの悩みを3人のデジタル推進委員が話を聞きながら説明し、解決につながった。 ・9/18 デジタル推進委員養成・スキルアップ講座を開催。9人参加が参加し、マイナンバーカードのスマホ連携について、スマホを使った生成AIの利用法について講師より話を聞いた。 							
実施日時	通年							
実施場所	地域交流館荘内 マリンウェーブ	従事人数	5人					
受益者	三豊市民 参加者 デジタル推進委員	受益者数	27人					
本事業の評価	<p>初心者スマホ教室では、スマホ利用の利便性、多くの活用方法があることが参加者に伝えられ、活用する人が増加した。</p> <p>スキルアップ講座では、生成AIの利用の活用がデジタル推進委員の今後の活動のため不可欠で、定期的な講座開催が必要である。</p>	次年度以降の実施予定	○ 継続 廃止					
決算額	収入額		4,760 円		支出額		4,760 円	
	内訳	受託事業収益	4,760 円	内訳	諸謝金	3,000 円		
					賃借料	1,760 円		

事業名	事業収益事業							
事業目的	受託業務の実施とテントの貸出、整備 他							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主催：こども図書館船事業実行委員会（香川県地域活活力推進課） こどもガイドに学ぶ粟島ツアーのガイドを粟島で行った。（親子20組） ・マルシェ等で利用するテントの貸出。たくまるしえ、桜マルシェ（紫雲出山桜シーズン）、フラワーパーク浦島入園者対応用 テント利用者 他 							
実施日時	通年							
実施場所	大浜漁港 フラワーパーク浦島 たくまるしえ 粟島 他	従事人数	のべ50人					
受益者	紫雲出山桜まつり協賛会 花と浦島イベント実行委員会 参加者	受益者数	不特定多数					
本事業の評価	受託事業として活動した。テント貸出事業は他団体への貸し出しが増えたが、壊れることも多く維持管理が必要。	次年度以降の実施予定	○ 継続 廃止					
決算額	収入額		215,080 円		支出額		215,080 円	
	内訳	受取負担金	115,100 円	内訳	諸謝金	25,500 円		
		受託事業収益	99,980 円		使用料	19,500 円		
					旅費交通費	7,960 円		
					消耗品費	26,164 円		
			繰越金	135,956 円				

事業名	紫雲の里竜宮事業						
事業目的	詫間町PRと地域資源活用のため						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・紫雲の里竜宮として、瀬戸内国際芸術祭で「粟島歩き遊遊」（平成26年作成）、粟島カルタ、粟島グッズ（てぬぐい、缶バッジ、マスクングテープなど）の販売を行った。 ・たくまるしゅ等で物品の販売を行った。（飲み物、果物 他） ・みとよカレンダー（三豊市観光交流局作成）22冊の販売を行った。 						
実施日時	6月～2月						
実施場所	詫間町全域	従事人数	のべ50人				
受益者	来場者	受益者数	不特定多数				
本事業の評価	瀬戸芸やマルシェ等、様々な場面で販売を行い、詫間町のPRができた。今後も、地域資源活用のため、粟島での粟島グッズ販売とその他物品販売を継続する。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止				
決算額	収入額 461,761 円		支出額 461,761 円				
	内訳	事業収益	461,761 円	内訳	業務委託料	3,300 円	
						諸謝金	39,850 円
						通信運搬費	1,500 円
						消耗品費	88,314 円
						商品仕入れ	54,650 円
			繰越金	274,147 円			

事業名	業務受託事業					
事業目的	地域内で行われるイベント等の円滑な運営のため					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・紫雲出山桜まつり協賛会 3/25～4/13 紫雲出山への来訪者への対応と近隣住民への対応 ・花と浦島イベント実行委員会 4月～3月 フラワパーク浦島でのイベント運営と来場者と近隣住民への対応 ・三豊たくま港まつり協賛会 8/9(土) 会場周辺住民と来場者の対応 					
実施日時	通年					
実施場所	大浜漁港 フラワパーク浦島 野球場周辺 他	従事人数	のべ50人			
受益者	参加者	受益者数	不特定多数			
本事業の評価	近隣住民に配慮しながら、参加者をスムーズに会場へ誘導し、町内で行われるイベントを円滑に運営することができた。	次年度以降の実施予定	○継続・廃止			
決算額	収入額 2,117,968 円		支出額 2,117,968 円			
	内訳	受託事業	2,014,551 円	内訳	給料手当	2,085,683 円
		自己資金	103,417 円		印刷製本費	32,285 円

4. 総会、理事会等の開催状況

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊託問通常総会		
開催日時	令和7年4月18日(金) 18時30分～	出席状況	65人〈出席者28人委任状37人〉
審議及び議決内容	第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算及び監査報告について 第2号議案 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第3号議案 理事及び監事の選任について		

会議名	第1回理事会		
開催日時	令和7年5月22日(木) 18時00分～	出席状況	出席8人
審議及び議決内容	1. 令和8年度について		

会議名	第2回理事会		
開催日時	令和7年6月12日(木) 18時00分～	出席状況	出席9人
審議及び議決内容	1. 令和8年度について		

会議名	第3回理事会		
開催日時	令和7年7月10日(木)	出席状況	出席11人
審議及び議決内容	1. 令和8年度事業 三豊市への要望について		

会議名	第4回理事会 中止		
開催日時	令和7年8月21日(木)	出席状況	出席0人
審議及び議決内容	中止		

会議名	第5回理事会		
開催日時	令和7年9月11日(木) 18時00分～	出席状況	出席9人
審議及び議決内容	1. 粟島商品作成事業について 2. 職員給与について		

会議名	第6回理事会		
開催日時	令和7年10月9日(木) 18時00分～	出席状況	出席11人
審議及び議決内容	1. 定款変更について		

会議名	第7回理事会		
開催日時	令和7年11月13日(木) 18時00分～	出席状況	出席9人
審議及び議決内容	1. 令和8年度まちづくり推進隊託問について		

会議名	第8回理事会		
開催日時	令和7年12月18日(木) 18時12分～	出席状況	出席9人
審議及び 議決内容	1.令和7年度臨時総会について		

会議名	第9回理事会		
開催日時	令和8年1月15日(木)18時00分～	出席状況	出席8人
審議及び 議決内容	1.令和7年度臨時総会について 2.資産について		

会議名	令和7年度臨時総会		
開催日時	令和8年1月17日(土) 13時30分～	出席状況	出席81人(出席者 30人委任状51人)
審議及び 議決内容	第1号議案 定款変更について		

会議名	第10回理事会		
開催日時	令和8年2月12日(木)	出席状況	出席10人
審議及び 議決内容	1.令和8年度事業計画について 2.会員・役員について 3.令和8年度職員について 4.令和8年度事務所・車について		

会議名	第11回理事会		
開催日時	令和8年3月12日(木) 17時55分～	出席状況	出席10人
審議及び 議決内容	1. 職員の採用について 2. 通常総会・役員改選について 3. 令和7年度事業報告について		

会議名	第12回理事会		
開催日時	令和8年4月13日(月) 18時00分～	出席状況	出席6人
審議及び 議決内容	1. 令和8年度通常総会について		

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間

代表者氏名 理事長 猪兒 勇二 様

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(NPOの場合は、活動計算書)及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 8 年 4 月 11 日

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

監事

湊 俊之



監事

森 伸男



特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊 託問
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 8年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	47,904
普通 預金	901,179	預り金 (源泉所得税)	30,593
現金・預金 計	901,179	流動負債 計	78,497
流動資産合計	901,179	負債の部合計	78,497
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
機械及び装置	3,449	正味 財産	826,134
什器 備品	3	(うち当期正味財産増加額)	△161,454
有形固定資産 計	3,452	正味財産 計	826,134
固定資産合計	3,452	正味財産の部合計	826,134
資産の部合計	904,631	負債・正味財産の部合計	904,631

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 8年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

901,179

現金・預金 計

901,179

流動資産合計

901,179

【固定資産】

(有形固定資産)

機械及び装置

3,449

什器 備品

3

有形固定資産 計

3,452

固定資産合計

3,452

資産の部 合計

904,631

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

47,904

預り金 (源泉所得税)

30,593

流動負債 計

78,497

負債の部 合計

78,497

正味財産

826,134

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	370,040
助成金収入	200,000
受取交付金	9,658,000
負担金収入	605,686
雑 収 入	101,221
受託事業収入	2,114,531
受取利息収入	5,137

経常収入 計

13,054,615

【事業費】

給料手当(事業)	2,085,683
業務委託費(事業)	317,254
諸 謝 金(事業)	365,570
使 用 料(事業)	19,500
印刷製本費(事業)	195,635
旅費交通費(事業)	387,510
通信運搬費(事業)	21,850
消耗品費(事業)	348,170
食 糧 費(事業)	9,015
修 繕 費(事業)	15,000
水道光熱費(事業)	13,860
燃 料 費 (事業)	5,228
地代家賃(事業)	6,480
賃 借 料(事業)	62,705
商品仕入(事業)	54,650
借 上 料(事業)	127,000
租税公課(事業)	47,600
研 修 費 (事業)	16,100
支払助成金(事業)	285,000

当期事業費 計

4,383,810

合 計

4,383,810

事業費 計

4,383,810

【管理費】

給料 手当	5,243,269
役員 報酬	600,000
役員議事報償費	287,500
法定福利費	726,014
通 信 費	238,633
水道光熱費	39,175
旅費交通費	27,680
事務用消耗品費	187,188
印刷製本費	219,315
賃 借 料	23,040
修 繕 費	168,690

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

車両燃料費	72,116	
保険料	201,000	
租税公課	37,400	
諸会費	20,000	
リース料	410,652	
業務委託料	299,182	
減価償却費	31,405	
管理費計		8,832,259
経常収支差額		△161,454
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出計		0
当期収支差額		△161,454
前期繰越収支差額		702,730
次期繰越収支差額		541,276

特定非営利活動に係る活動計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	370,040
助成金収入	200,000
受取交付金	9,658,000
負担金収入	605,686
雑 収 入	101,221
受託事業収入	2,114,531
受取利息収入	5,137

経常収入 計

13,054,615

【事業費】

給料手当(事業)	2,085,683
業務委託費(事業)	317,254
諸 謝 金(事業)	365,570
使 用 料(事業)	19,500
印刷製本費(事業)	195,635
旅費交通費(事業)	387,510
通信運搬費(事業)	21,850
消耗品費(事業)	348,170
食 糧 費(事業)	9,015
修 繕 費(事業)	15,000
水道光熱費(事業)	13,860
燃 料 費(事業)	5,228
地代家賃(事業)	6,480
賃 借 料(事業)	62,705
商品仕入(事業)	54,650
借 上 料(事業)	127,000
租税公課(事業)	47,600
研 修 費(事業)	16,100
支払助成金(事業)	285,000

当期事業費 計

4,383,810

合 計

4,383,810

事業費 計

4,383,810

【管理費】

給料 手当	5,243,269
役員 報酬	600,000
役員議事報償費	287,500
法定福利費	726,014
通 信 費	238,633
水道光熱費	39,175
旅費交通費	27,680
事務用消耗品費	187,188
印刷製本費	219,315
賃 借 料	23,040
修 繕 費	168,690

特定非営利活動に係る活動計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

車両燃料費	72,116	
保 険 料	201,000	
租税 公課	37,400	
諸 会 費	20,000	
リース 料	410,652	
業務委託料	299,182	
減価償却費	31,405	
管理費 計		<u>8,832,259</u>
経常収支差額		<u>△161,454</u>
当期正味財産増加額		<u>△161,454</u>
前期繰越正味財産額		<u>987,588</u>
当期正味財産合計		<u><u>826,134</u></u>

全役員名簿

(令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間

役職名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	猪 兒 勇 二	三豊市詫間町詫間809番地2	R7.4.1~ R8.3.31	有
副理事長	内 田 利 仁	三豊市詫間町詫間5612番地	R7.4.1~ R8.3.31	有
副理事長	宮 崎 奈 緒	三豊市詫間町詫間677番地54	R7.4.1~ R8.3.31	有
理 事	太 田 雅 博	三豊市詫間町香田甲4番地	R7.4.1~ R8.3.31	無
理 事	大 下 利 勝	三豊市詫間町積223番地	R7.4.1~ R8.3.31	無
理 事	陶 山 光 義	三豊市詫間町香田307番地	R7.4.1~ R8.3.31	無
理 事	久 保 田 守	三豊市詫間町松崎2780番地337	R7.4.1~ R8.3.31	無
理 事	吉 田 明 生	三豊市詫間町詫間5630番地9	R7.4.1~ R8.3.31	無
理 事	山 下 正 記	三豊市詫間町松崎165番地28	R7.4.1~ R8.3.31	無
監 事	湊 俊 之	三豊市詫間町積1342番地	R7.4.1~ R8.3.31	無
監 事	森 伸 男	三豊市詫間町大浜甲1934番地1	R7.4.1~ R8.3.31	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市詫間町内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい詫間町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれるコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) まちの魅力向上に関する事業
- (6) 自治会活動との連携に関する事業
- (7) 公民館活動との連携に関する事業
- (8) 関係諸団体との連携に関する事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、本法人の目的達成のために必要な事業の実施及び法人の運営に充てるものとする。

3 年会費の使途については、事業報告書及び活動計算書により毎事業年度終了後に会員に報告するものとする。

4 年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(5) 継続して 1 年以上会費を滞納し、かつ、催告したにもかかわらず相当の期間内に納入しないとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 法人に対し故意または重大な過失により損害を与えたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 12 条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 9 人以内

(2) 監事 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、法令、定款の定め並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでを任期とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。
- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
 - 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
 - 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
 - (5) 事業報告及び活動決算の承認
 - (6) 理事の選任又は解任
 - (7) 監事の選任又は解任
 - (8) 入会金及び年会費
 - (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
 - 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した内容を電磁

的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を希望しない一般会員に対しては、書面により通知することができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した内容を電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を希望しない理事に対しては、書面により通知することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経る事無く開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第33条第4項の場合及び議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決もしくは委任した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 部会及び委員会の設置

(部会及び委員会の設置)

第 38 条 この法人の目的及び特定非営利活動の種類ごとに、それぞれの事業を実施するために、部会及び委員会を置くことができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 活動の区域

（活動の区域）

第 55 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 11 章 公告の方法

（公告の方法）

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 12 章 雑則

（雑則）

第 57 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宮	川	正	夫
副理事長	江	頭	昌	道
副理事長	谷	口	勝	久
理事	田	坪	由	香里
理事	田	中	達	也
理事	富	山	マ	ユミ
理事	中	田	勝	久
理事	森		伸	男
理事	矢	野	太	一
監事	工	藤	加	代子
監事	藤	井	隆	盛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。